

つながりフードサポートセンター設置・運営要綱

第1条（名称）

設置する施設の名称は「つながりフードサポートセンター」（以下、つなサポといふ）とする

第2条（所在地）

つなサポの所在地は大阪府富田林市桜井町1丁目2-47に置く

第3条（事業の目的）

つなサポの事業は、地域住民、団体、企業等から食品の寄付を受け、こども食堂・居場所、生活困窮者等に無償で分配することを通じて、こども食堂・居場所づくりの促進、活動の持続発展、生活困窮の緩和に資するとともに、事業を通じて地域のつながり、支え合いを促進する拠点となることを目的とする

第4条（営業日）

つなサポの営業日は休日・祝日・土曜日・12月29日～1月3日を除く平日とする。但し、事業の目的を達成するために特別の事情がある場合は、営業日以外でも営業を行う

第5条（営業時間）

つなサポの営業時間は営業日の平日午前10時から午後5時までとする。但し、業務の都合により休館、営業時間の短縮・延長をすることができる

第6条（体制）

- つなサポの営業日には1名以上の職員を配置する
- 職員の業務は、つなサポ施設の管理、食品の受け取り、食品の引き渡し、食料支援に関する相談、居場所づくりの相談、運営に必要な事務等、第3条に掲げた目的を達成するための業務とする
- つなサポにつなサポ業務を統括する主任1名を置き、フードバンク施設管理者、衛生管理者を兼ねる
- 主任は、重要なつなサポ業務の実施・変更にあたっては、一般社団法人富田林市人権協議会（以下、人権協という）の事務局会議に諮り事務局長の決裁を得る

第7条（食品の管理）

つなサポは、寄付された食品について、食品寄附等に関する官民協議会が公開する「食品寄附ガイドライン」に準じて適切に管理する。

- 2 つなサポは、寄付された食品について、寄付食品履歴管理表（様式1）を作成し、食品の流れを適切に把握する

第8条（施設の区分分けと適切な管理）

つなサポは、第3条の目的の達成、第7条の食品の適切な管理を行うため、エントランス（フリースペース）、居場所スペース、事務所スペース、食品倉庫を明確に区分し、適切に業務を管理する

第9条（食品寄付者との合意と登録）

つなサポは、食品寄付者（以下、「寄付者」という）との間に、食品の扱いについて必要な事項を記した合意書を締結する（様式2）

- 2 つなサポは、合意書を締結した寄付者を食品寄付者台帳に登録する（様式3）

第10条（事業利用者との確認と登録）

つなサポは、寄付者から寄付された食品を受け取る利用者（以下、「利用者」という）との間で、食品の取り扱いに関する確認書（以下、「確認書」という）を作成する（様式4）

- 2 つなサポは、確認書を交わした利用者を利用者台帳に登録する（様式5）
- 3 つなサポは、年に一度利用者台帳登録の更新を行う

第11条（関係機関との連携・協力）

つなサポは、事業を効果的に実施するために、行政、福祉関係機関、市民活動団体等と連携・協力する

- 2 社会福祉法人富田林市社会福祉協議会は地域福祉の推進、相談事業の連携及び生活困窮者支援事業の分野において、また特定非営利活動法人きんきうえぶは市民公益活動団体との連携等において、つなサポと連携・協力する

第12条（個人情報の保護）

つなサポは、事業で得た個人情報を事業の目的のために使用し、他の目的では使用しない

- 2 つなサポは、事業で得た個人情報を適正に管理し、正当な理由なく第三者に漏えいしてはならない

第 13 条（食品引き渡しの方法）

利用者への食品引き渡しは、つなサポへの来所を基本とするが、利用者の事情を考慮し対応する

第 14 条（組織及び運営）

つなサポは人権協の組織とし、その管理の下に置く

2 つなサポの運営は、2023 年 4 月 1 日締結のコンソーシアム協定に基づき、2026 年 3 月 31 日までは、人権協、社会福祉法人富田林市社会福祉協議会（以下、社協という）、特定非営利活動法人きんきうえぶ（以下、きんきうえぶという）の 3 者で組織するとんだばやしみんなの居場所づくり応援隊（以下、応援隊という）で協議し行う

第 15 条（本要綱に定めのない事項）

本要綱に定めのない事項については、人権協の管理の下に別に定めるものとする

附則 この要綱は 2024 年 9 月 27 日から施行する

附則 この要綱は 2025 年 10 月 15 日から施行する